

新たな撮影手法を取り入れた烏山の山あげ行事「山あげ祭」の価値ある映像収録の  
実証業務委託仕様書

栃木県総合政策部デジタル戦略課

1 業務名

新たな撮影手法を取り入れた烏山の山あげ行事「山あげ祭」の価値ある映像収録の実証業務

2 業務目的

令和3年10月に開設されたとちぎデジタルハブ(※1)から設立したプロジェクト「那須烏山が誇る「山あげ行事」を多くの方々が”見たい”そして”関わりたい”と思ってもらうため、デジタル技術でできることを探求します。」(以下「プロジェクト」という。)において、(1)山あげ行事(祭)が有する価値の伝達及び(2)山あげ行事(祭)及び那須烏山市の関係人口の創出・拡大が課題とされた。それぞれの議論経過の詳細は以下のとおり。

(1) 山あげ行事(祭)が有する価値の伝達

- ・山あげ祭は、元々「無病息災」「天下太平」「五穀豊穰」を祈り450年以上続いてきた神事であり、祭りの「華」である野外演劇は江戸時代に常磐津所作を奉納余興として行うこととなったことから、今日では全国でも類を見ない絢爛豪華な野外歌舞伎舞踊の形態となっている。
- ・1979年には国重要無形文化財に指定され、2016年にユネスコ無形文化遺産にも登録されたが、この理由は祭の実行部隊である八雲神社の宮座組織の一部「若衆(わかしゅう)」の統率が取れた一糸乱れぬ体制の存在が希有であることである。  
(若衆組織の説明：<https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/page/page000960.html>)
- ・上演に当たり、年間を通した舞台装置等の作成準備、当日は10mを超える後景「山」を人力のみで挙げる迫力、様々な舞台装置を動かす連携、拍子木の合図で山の背景が一気に変わる「山の切りかえし」など、全て若衆の熱気と木頭(きがしら)の号令により統率が取れた動きで進められていくが、このような裏方の様子は観客から見えず、これまでは技術的制約で映像に十分に残せず「真の価値」が伝え切れていない。

(2) 山あげ行事(祭)及び那須烏山市の関係人口の創出・拡大

- ・那須烏山市の観光上の課題は山あげ祭の期間(七月末)以外に来訪者が少ないことである。那須烏山市には山あげ行事(祭)以外にも多くの魅力(烏山城跡、龍門の滝、どうくつ酒蔵、八雲神社、太平寺)があるが、上手く年間を通した回遊に結びついていない。
- ・山あげ行事(祭)の運営上の課題は「若衆組織の将来への後継」である。市内の六町が輪番で運営する性質上、若衆の数が祭の運営上絶対的に足りない町は地域外からの応援に頼

らざるを得ない実情がある。更に、資金確保も重大な問題である。地域の寄付や協賛金だけでは将来的に先細りが予測され、新たな取り組みを始める各当番町も出始めている。

- ・これらへ対応するため、(1)をきっかけに那須烏山地域への理解や愛着を育んだ方々の中から、祭の時期はもちろん、年間を通して町に訪れたい&関わりたい=那須烏山ファンを拡大することが必要である。
- ・ただし、これを機能させるためにはいずれも(1)だけでは十分ではなく、例えば全国の祭に寄り添った生活を好む方や、地域の住民、子どもたちなどターゲットに合わせた取組（パッケージ）が必要となる。(1)の成果をプロジェクトで見据えながら、具体的な議論を進めていく必要がある。

今回、プロジェクト内のディスカッションを踏まえ、とちぎデジタルハブ実証実験審査会において、課題(1)の解決に向け、これまで収録したことがない山あげ行事（祭）の臨場感や情熱を伝える映像コンテンツの作成にチャレンジする実証実験を行うことについて適当であると答申を受けた(※2)ため、必要と思われる実証実験を行うもの。

※1 <https://www.tochigi-digitalhub.jp/>

※2 <https://www.tochigi-digitalhub.jp/topics/page.php?id=20>

### 3 契約期間

契約締結の日から令和4年11月30日まで

### 4 実証実験の実施地域

プロジェクトと協議のうえ選定された地域

### 5 委託業務の内容

山あげ行事(祭)が有する価値を地域内外に伝え、行事や那須烏山地域への愛着を育む映像コンテンツの収録

- (1)本番における裏方の若衆の一糸乱れぬ動きや、本番に向けた山の作成作業、常磐津の練習風景など、これまで見るができなかった若衆たちの行事にかかる情熱や臨場感を中心に捉えた映像コンテンツを収録すること。
- (2)これら映像コンテンツを届けるターゲットは観光客だけではなく、地域に住む住民や子どもたちなど、将来の山あげ行事を担う方々にとっても、那須烏山という地域全体を魅力に感じ、今後山あげ行事に関わりたいという想いを育むものであること。
- (3)プロジェクトメンバーと(1)、(2)の達成に向け撮影地点や撮影方法等を協議すること。
- (4)業務目的の達成に向け、VR（仮想現実）やドローンなど新たなデジタル技術の効果的な活用も検討すること。
- (5)各ターゲットに向けた効果的な取組検討を行うプロジェクトメンバーとのディスカッ

ションに参加すること。

## 6 スケジュール

3月下旬 契約

4月～5月 収録コンテンツの箇所選定、内容についてプロジェクトメンバー等と検討

6月～8月 撮影、編集

4月～11月 コンテンツ収録と並行し、プロジェクトメンバーとの各ターゲットに向けた効果的な取組検討のディスカッションに参加

## 7 業務報告等

(1) 進捗状況の共有や効果的な取組検討のディスカッション

月1回以上、プロジェクトメンバーと打合せを実施すること。

(2) 報告書

事業の成果等をまとめた報告書の電子データ（Microsoft Office 製品等で作成した文書ファイル及びPDF ファイル）を提出すること。

## 8 留意事項

(1) 受託者は、業務上知り得た情報及び発注者から提供した資料等について、情報漏洩を防止するための適切な措置を講ずるものとし、また第三者に漏らしてはならない。契約解除後、業務完了後も同様とする。

(2) 本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難しい事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が協議の上、解決を図るものとする。